三十五　銀行代理業者名　白石　敏子
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県霧島市国分松木町十一番十号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年五月十日
三十六　銀行代理業者名　伝法谷貞子
主たる営業所又は事務所の所在地　青森県つがる市木造吹原朝日三十六番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年五月十九日
三十七　銀行代理業者名　塩野目かおり
主たる営業所又は事務所の所在地　栃木県那須烏山市下境千百八十六番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年五月三十一日
三十八　銀行代理業者名　関根　充子
主たる営業所又は事務所の所在地　群馬県佐波郡玉村町大字角渕五千七十七番地五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年五月三十一日
三十九　銀行代理業者名　佐々木　翠
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道夕張市滝ノ上十番地二十
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年六月一日
四十　許可番号　北陸財務局長（銀代）第二十二号
銀行代理業者名　長濱登志子
主たる営業所又は事務所の所在地　富山県富山市高田五十二番二二
許可年月日　平成二十一年十一月二十七日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年六月一日
四十一　銀行代理業者名　松本五都子
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県佐世保市鹿町町長串二百二十一番地六
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年六月一日
四十二　銀行代理業者名　井筒キクヒ
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県佐世保市東浜町六百八十七番地十八
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年六月一日
四十三　銀行代理業者名　祝　久富
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県五島市東浜町一丁目十番五号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年六月一日
四十四　銀行代理業者名　中村　治男
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県南九州市頴娃町御領六千六百十五番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年六月一日
四十五　銀行代理業者名　阿久根英子
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県伊佐市大口田代二百七十一番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年六月一日
四十六　許可番号　九州財務局長（銀代）第七十七号
銀行代理業者名　江口　一光
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県伊佐市大口上町四十四番地四
許可年月日　平成二十年十二月十八日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十四年六月一日

官庁報告

国家試験

平成24年度水産業普及指導員資格試験の実施について

水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年３月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第２の４の(8)のアに定める水産業普及指導員資格試験実施要領第４の規定に基づき、平成24年度において実施する水産業普及指導員資格試験の実施について、次のように公告する。

平成24年９月18日

農林水産大臣　郡司　彰

第１　試験方法　水産業普及指導員資格試験（以下「試験」という。）は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、それぞれ次に掲げる方法により行う。

１　書類審査　業績報告書（別記様式第１号）及び第５の４の審査課題に対する報告書の記載内容について、それらにより普及指導活動に必要な技能を有しているか否かの判定を行う。

２　筆記試験　次に掲げる課題について行う。

(1)　基礎課題　水産業に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

(2)　専門課題　水産業に関する専門的な技術に関する知識及びその普及活動への応用力の有無を判定する内容のもの

３　口述試験　面接により、水産業の現場における課題を解決するために必要な意欲、常識、態度、意思疎通の能力等を有するか否かの判定を行う。

第２　筆記試験及び口述試験の実施期日及び場所

(1)　実施期日　平成24年12月５日（水）

(2)　場　　所　東京都特別区

注：場所の詳細については、受験票の送付に併せて通知する。

第３　受験資格

１　試験を受けることができる者は、次に掲げる(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）、独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）第64条の規定による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校又は中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成12年政令第314号）の規定による廃止前の農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、イ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が２年以上に達するもの

イ　国、地方公共団体その他法人格を有する団体の水産業に関する試験研究又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における水産業に関する試験研究又は教育

ロ　国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する普及又は指導